

議案（届出案）

広電企営甲第〇〇号
2022年〇月〇日

中国運輸局長 殿

広島市中区東千田町二丁目9番29号
広島電鉄株式会社
代表取締役社長 棕田昌夫

担当 バス企画部 業務課
勝部 尚己
TEL 082-221-4381

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃変更届出書

このたび、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃を変更したいので、道路運送法第9条及び同法施行規則第9条第4項の規定により届出いたします。

記

1. 住所および名称ならびに代表者の氏名

広島市中区東千田町二丁目 9 番 29 号

広島電鉄株式会社

代表取締役社長 棕 田 昌 夫

2. 設定しようとする運賃を適用する路線

整理 番号	申請路線名	区 間			キロ程 (km)
		起 点	経 過 地	終 点	
つばき 1	府中町循環線 (右回り)	イオンモール 広島府中	チェリーゴード前・向洋駅前 みくまり三丁目・松崎八幡宮跡	イオンモール 広島府中	15.8
つばき 2	府中町循環線 (左回り)	イオンモール 広島府中	松崎八幡宮跡・みくまり三丁目 向洋駅前・チェリーゴード前	イオンモール 広島府中	15.6

※いずれも地域公共交通会議で協議された路線

3. 設定しようとする運賃の種類、額及び適用方法

別紙のとおり

4. 設定しようとする理由

本届出は、2022 年〇月〇日の府中町公共交通協議会で承認された内容のため、30 日前届出の対象です。

5. 実施日

2022 年 10 月 1 日(土)

6. 添付書類

- (1) 停留所の名称および位置ならびに区間キロ程・・・別添 1
- (2) 運賃設定路線図・・・別添 2
- (3) 道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる協議が調っていることの証明書（写し）・・・別添 3

以 上

設定しようとする運賃の種類・額及び適用方法

1. 運賃の種類

- (1) 普通旅客運賃均一制
(2) 特殊定期旅客運賃

2. 運賃の額

- (1) 普通旅客運賃(右回り、左回りとも)

申請路線名		普通運賃	備 考
つばき 1	府中町 循環線 (右回り)	150円	小児運賃は、80円とする。 (ただし、小学生未満は大人1人につき1人 無料。乳児は無料)
		150円	
つばき 2	府中町 循環線 (左回り)	150円	小児運賃は、80円とする。 (ただし、小学生未満は大人1人につき1人 無料。乳児は無料)
		150円	

※PASPYで利用する場合、PASPY割引は適用しない。

【一般割引】

乗り継ぎ割引運賃

区 間	乗り継ぎ停留所	基本運賃	乗り継ぎ 割引運賃	割引率
府中町循環線 (右回り)	イオンモール 広島府中	300	150	0.5
府中町循環線 (左回り)	イオンモール 広島府中	300	150	0.5

※PASPYで利用する場合、PASPY割引は適用しない。

- (2) 特殊定期旅客運賃

紙定期券

	片道運賃	発売額
		30日間
運賃額	150円	3,300円
割引率	—	63.33%

MOBIRY

	片道運賃	発売額
		30日間
運賃額	150円	3,000円
割引率	—	66.67%

3. 運賃の適用方法

- (1) この運賃は、府中町循環線(左回り)(右回り)で旅客を輸送する場合に適用する。

(2) 乗り継ぎ割引運賃

① 乗り継ぎ停留所：イオンモール広島府中

② 乗り継ぎ方法：乗り継ぎ停留所において、同一循環を乗り継ぐ旅客から、1 回目の降車時の運賃収受の際に乗り継ぎの申告があった場合に、次の便で有効な乗り継ぎ券を発行。

(3) 大人運賃と小児運賃の区分は次に掲げる区分による。

大人運賃：中学生以上の者 小児運賃：小学生以下の者

(4) 小児運賃は 1 乗車につき 80 円とする。

(5) 身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童福祉法の適用を受ける者については、1 乗車につき 80 円（小児は 40 円）とする。

また次の場合、介護人の普通運賃は 1 乗車につき 80 円とする。

・第 1 種身体障害者、第 1 種知的障害者、障害等級 1 級精神障害者または手帳に「介護」の記載がある方とその介護人が同一区間を乗車する場合。

・12 才未満の児童とその介護人が同一区間を乗車する場合。

介護人の割引は 2 名まで適用する。割引適用の対象となる介護人とは、介護能力のある 12 才以上の大人を対象とし、12 才未満の場合は介護人として取り扱わない。

(6) 乗り継ぎ連絡割引（バス＋バス）及び特殊割引（バス＋電車）は行わない。

停留所の名称、位置並びに停留所間のキロ程

■つばき1(右回り)

番号	名称	位置	キロ程	新設・既設
1	イオンモール広島府中	既設のため省略いたします		既設
2	天神川駅北	〃	0.3	〃
3	大須一丁目	〃	0.2	〃
4	府中大橋	〃	0.2	〃
5	大通一丁目	〃	0.2	〃
6	浜田一丁目	〃	0.3	〃
7	浜田二丁目	〃	0.3	〃
8	空城山公園入口	〃	0.3	〃
9	柳ヶ丘	〃	0.4	〃
10	チェリーゴード前	〃	0.4	〃
11	柳ヶ丘東	〃	0.4	〃
12	青崎東上児童遊園地前	〃	0.4	〃
13	府中青崎東住宅前	〃	0.2	〃
14	府中南小学校前	〃	0.4	〃
15	府中南公民館前	〃	0.3	〃
16	桃山一丁目	〃	0.3	〃
17	向洋駅前(マツダ本社前)	〃	0.4	〃
18	鹿籠	〃	0.3	〃
19	大洲橋	〃	0.7	〃
20	茂陰ポンプ場	〃	0.4	〃
21	天神川駅北	〃	0.4	〃
22	イオンモール広島府中	〃	0.3	〃
23	天神川駅北	〃	0.2	〃
24	大須一丁目	〃	0.1	〃
25	府中交番	〃	0.3	〃
26	府中町役場・くすのきプラザ前	〃	0.3	〃
27	文化橋	〃	0.4	〃
28	ゆうゆうタウン商店街	〃	0.4	〃
29	本町四丁目	〃	0.4	〃
30	石井城址入口	〃	0.4	〃

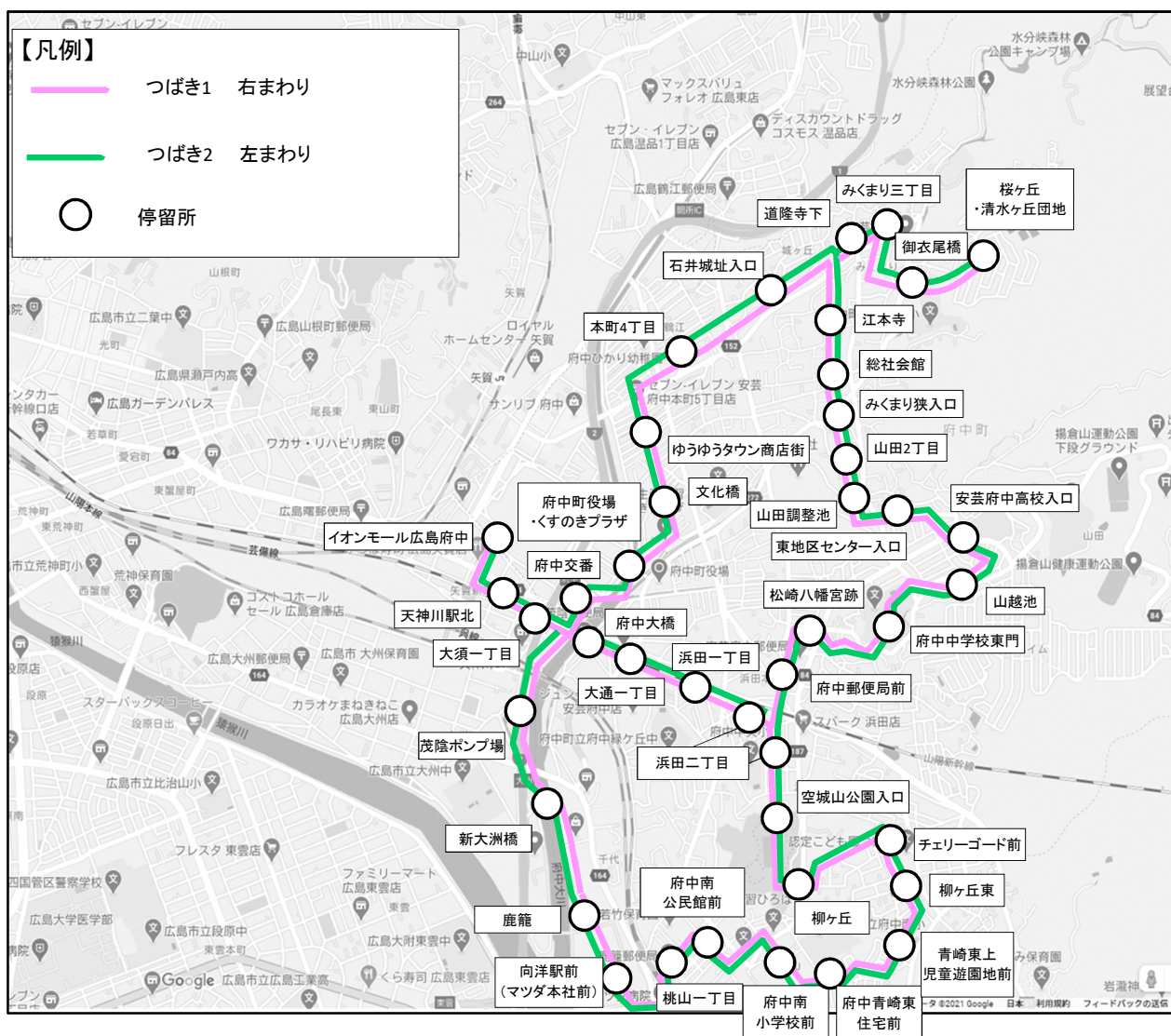
番号	名称	位置	キロ程	新設・既設
31	道隆寺下	〃		〃
32	みくまり三丁目	〃	0.2	〃
33	御衣尾橋	〃	0.2	〃
34	桜ヶ丘・清水ヶ丘団地入口	〃	0.2	〃
35	御衣尾橋	〃	0.2	〃
36	みくまり三丁目	〃	0.2	〃
37	道隆寺下	〃	0.2	〃
38	江本寺	〃	0.3	〃
39	総社会館	〃	0.2	〃
40	みくまり狭入口	〃	0.2	〃
41	山田二丁目	〃	0.3	〃
42	山田調整池	〃	0.2	〃
43	東地区センター入口	〃	0.3	〃
44	安芸府中高校入口	〃	0.2	〃
45	山越池	〃	0.3	〃
46	府中中学校東門	〃	0.4	〃
47	松崎八幡宮跡	〃	0.2	〃
48	府中郵便局前	〃	0.3	〃
49	浜田二丁目	〃	0.3	〃
50	浜田一丁目	〃	0.5	〃
51	府中大橋	〃	0.3	〃
52	天神川駅北	〃	0.4	〃
53	イオンモール広島府中	〃		〃
計			15.8	

停留所の名称、位置並びに停留所間のキロ程

■つばき2(左回り)

番号	名称	位置	キロ程	新設・既設
1	イオンモール広島府中	既設のため省略いたします		既設
2	天神川駅北	〃	0.3	〃
3	大須一丁目	〃	0.2	〃
4	府中大橋	〃	0.2	〃
5	大通一丁目	〃	0.2	〃
6	浜田一丁目	〃	0.3	〃
7	浜田二丁目	〃	0.3	〃
8	府中郵便局前	〃	0.3	〃
9	松崎八幡宮跡	〃	0.2	〃
10	府中中学校東門	〃	0.4	〃
11	山越池	〃	0.3	〃
12	安芸府中高校入口	〃	0.2	〃
13	東地区センター入口	〃	0.3	〃
14	山田調整池	〃	0.2	〃
15	山田二丁目	〃	0.3	〃
16	みくまり峡入口	〃	0.2	〃
17	総社会館	〃	0.2	〃
18	江本寺	〃	0.3	〃
19	道隆寺下	〃	0.2	〃
20	みくまり三丁目	〃	0.2	〃
21	御衣尾橋	〃	0.2	〃
22	桜ヶ丘・清水ヶ丘団地入口	〃	0.2	〃
23	御衣尾橋	〃	0.2	〃
24	みくまり三丁目	〃	0.2	〃
25	道隆寺下	〃	0.4	〃
26	石井城址入口	〃	0.4	〃
27	本町四丁目	〃	0.4	〃
28	ゆうゆうタウン商店街	〃	0.4	〃
29	文化橋	〃	0.3	〃
30	府中町役場・くすのきプラザ前	〃	0.3	〃

番号	名称	位置	キロ程	新設・既設
31	府中交番	〃		〃
32	天神川駅北	〃	0.3	〃
33	イオンモール広島府中	〃	0.4	〃
34	天神川駅北	〃	0.3	〃
35	茂陰ポンプ場	〃	0.5	〃
36	新大洲橋	〃	0.4	〃
37	鹿籠	〃	0.6	〃
38	向洋駅前(マツダ本社前)	〃	0.3	〃
39	桃山一丁目	〃	0.4	〃
40	府中南公民館前	〃	0.3	〃
41	府中南小学校前	〃	0.4	〃
42	府中青崎東住宅前	〃	0.2	〃
43	青崎東上児童遊園地前	〃	0.4	〃
44	柳ヶ丘東	〃	0.2	〃
45	チェリーゴード前	〃	0.3	〃
46	柳ヶ丘	〃	0.4	〃
47	空城山公園入口	〃	0.4	〃
48	浜田二丁目	〃	0.3	〃
49	浜田一丁目	〃	0.3	〃
50	府中大橋	〃	0.5	〃
51	天神川駅北	〃	0.3	〃
52	イオンモール広島府中	〃	0.4	〃
計			15.6	



道路運送法等に基づく協議が調っていることの証明書

令和4年8月 日付で、下記事項に関する府中町公共交通協議会の協議が調ったことを証明する。

記

【協議事項】

府中町つばきバスについて、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃変更届出書に関すること

1. 協議が調っている路線又は営業区域
別紙のとおり
2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間
別紙のとおり
3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法
別紙のとおり
4. 適用する期間又は区間その他の条件を付する場合には、その条件
該当なし

〈根拠規定〉

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項

令和4年8月 日

府中町公共交通協議会
会長 大東 延行

以上